

○議長(公爵近衛篤磨君) 華族令中改正ニ關シテ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件、政府提出、會議、特別委員長報告、本會議ハ徳川公爵其外ヨリ秘密會議ニスルト云フコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數
○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、是ヨリ秘密會議ニ移リマス
(午前十時十二分秘密會ニ移ル)
午後一時開議

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ大分縣下郡界變更法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

(小原書記官朗讀)
大分縣下郡界變更法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十二年二月十八日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

(左ノ讀案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)
大分縣下郡界變更法律案

附則
此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

○政府委員(深野二三君) 本案ヲ提出致シマシテ理由ヲ簡短ニ述ベマス、此大分縣速見郡湯平村ハ速見郡ノ西南一隅ニ僻在致シマシテ速見郡ノ他ノ各町村トノ間ハ山ヲ以テ隔テマシテ甚ダ不便利デアアルノデアリマス、然ルニ大分郡ノ方ニ對シマシテハ餘程平坦ニゴザイマシテ便利ヲ得マスル譯デアアルノデアリマス、ツレデ又郡ノ境界ヲ變更スルコトハ彼ノ地方ノ官民共ニ大ニ希望シテ屢々申出テ居ル次第デゴザイマシテ一ノ反對者モアリマセヌノデゴザイマス、ツレデ是ハ極簡單ナ法律案デゴザイマスカラドウゾ速ニ御協贊ヲ願ヒマス

○松岡康毅君 委員會ヲ開キタウゴザイマスガ御許ヲ……
○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス、他ニ御發議ガナクバ右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選定ニ移リマス

○子爵錦織敏久君 此委員ノ選定ハ議長ニ御委託致シタウゴザイマス
(贊成ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長委託ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案(第七號)並明治三十一年度特別會計歳入歳出總豫算追加案(特追第四號)政府提出、衆議院送付、會議、豫算委員長報告

(子爵谷干城君演壇ニ登ル)

○子爵谷干城君 唯今議題ニナツテ居リマスル明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案第五號及明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案第六號ツレカラ明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案及明治三十一年度特別會計歳入歳出總豫算追加案、此四種ノ追加豫算案デゴザイマスルガ是ハ委員會ニ於キマシテハ此儘可決シテ然ルベシト評議ニナリマシテゴザイマスルカラ、ドウゾ諸君モ其御含デ御贊同アランコトヲ希望致シマス、此鐵道年度割ノ所ニ於キマシテ朱書デ大變此金額ニ差ガ出來テ居リマス、ツレハ即チ御承知ノ通本年度ハ狂ヒハゴザイマセヌガ、二十三年度ノ歳出ヨリノ所ニ非常ナ狂ヒガゴザイマスルガ、是ハチヨット見マスルト衆議院ノ修正案ノヤウニアリマスルケレドモ全ク衆議院ノ修正案ニアラスシテ政府ガ之ヲ修正シタモノデゴザイマスカラ其御含デ御評議ヲ願ヒマスモウ別ニ御報告致シマスルコトモゴザイマセヌ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○伊澤修二君 唯今ノハ第七號デゴザイマスカ
○議長(公爵近衛篤磨君) サウデス、第七號ノ中ニハ甲號乙號トアリマス、是ハ兩方トモ併テ問題ニ供シマス

○伊澤修二君 尙ホチヨット質問致シタイデスガ此陸軍省ノ所管ノ部ノ此第十四款臺灣匪徒鎮定費此所ニ附イテチヨット質問致シタイト考ヘマス、此案ノ理由書ニモチヨット見エテ居リマスガ、此臺灣ノ匪徒ノコトハ臺北近傍ハ稍々鎮定ニ歸シタル如クデゴザイマスガ臺中臺南ノ方ニ於テハ尙ホ大ニ匪徒ガ起ツタニ依ツテ尙ホ茲ニ二十萬圓ノ金額ヲ要スルト云フコトガ見エテ居リマスケレドモ成ル程此匪徒ノ起リマスル事實ガアルカラ是ニ金額ヲ要スルト云フコトハ已ムヲ得ヌコト、ハ存シマスルガ、併シ其承ル所ニ據リマスレバ匪徒ノ鎮定ト云フコトハドノ位ノ程度マデ功ヲ奏シタルヤト云フコトハ甚ダ疑ハザルヲ得ヌ次第デゴザイマス、テ匪徒ガ起レバ金ガイル、金ガイレバ要求スルト云フ如キコトデハ到底此臺灣ノタメニ何千万ノ金ヲ費シテモ鎮定ノ功ヲ奏スルトキハ實ハ來ラヌコトニナリハセヌカト思フ、就イテハ此二十萬圓ニシテ鎮定ノ功ヲ奏スルカ、其程度ト云フモノハドノ位ノ所マデ既ニ行カレタカ、此先キドノ位マデ行カレルカト云フコトノ答辯ヲ求メタイノデアリマス

(政府委員男爵野田幹通君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵野田幹通君) 唯今伊澤君ヨリ臺灣ノ匪徒鎮定ノ件ニ附キマシテノ御質問ニ御答致シマス、伊澤君モ臺灣ノ實地ニ御臨ニナツテ居リマス

ルカラ土匪ノ如何ニ致セバ鎮定ノ功ヲ奏スルヤ否ヤト云フコトニ附イテハ多
少御考モゴザイマセウカト存シマスガ、總督府ニ於キマシテモ此點ニ附キマ
シテハ最モ困難ヲ致シマシテ種々鎮定ノコトニ附イテハ手段ヲ執リ鎮撫ノ策
ヲ立テ、居リマスノデゴザイマスガ、是ハ到底一朝一夕ヲ以テ全ク鎮定ノ功
ヲ奏スルト云フコトハナカク、ムツカシイコトデゴザイマシテ、ツレハ寬嚴
相俟テ漸時鎮定ノ手段ヲ執ルヨリ外ナイト存シラレマス、ツレハ最初ニ臺
北管内ダケハ土匪ノ重立チマスル者ノ巨魁ニ説諭ヲ致シテ多少鎮撫ヲ爲シ、
一方ニ於テハ已ムヲ得ザル暴徒ヲ鎮定致シマシテ臺北管内ダケハ稍々鎮撫
ニ赴キマシタ、所ガ尙ホ臺中、臺南、管下ニ於キマシテハ諸方ニ土匪ガ集團
ヲ致シマシテ良民ヲ害シ、旅行者ヲ惱メ到底其儘ニ差措ケナイ場合ニ至リマ
シタガ故ニ昨年十一月以後大部隊ヲ以テ臺中臺南ノ兩管下ノ大掃除ヲ致シマ
シタノデアリマス、其場合ニ於キマシテハ數多ノ巨魁ヲ捕縛シ且ツ銃殺ヲ致
シマシタ者モゴザイマシテ稍々ツレ等モ鎮定ノ目的ヲ達シタ次第デゴザイマ
ス、ツレデ其タメニ約二十五萬圓程ノ金ヲ費シマシテデゴザイマス、唯今ノ目
的デ見マスレバ漸次是マデヨリモ土匪ノ暴行ハ減少致スデゴザイマセウト云
フ考ヲ持テ居リマスノデアリマス、併ナガラ全ク今度ノ大掃除ノタメニ全
部カ鎮定ヲ致シテ將來ハ土匪ガ起ラナイカト云フコトハ到底今日マデ斷言ハ
出來マセヌノデアリマス、必ズ將來ニ於キマシテモ多少土匪ノ憂ハゴザイ
マセウト存シマスガ是ハ先刻モ申上ゲマシタ通寬嚴ノ二ツヲ以テ一ツ鎮定ノ
手段ヲ執ルノ外ナイト存シマス

○伊澤修二君 尙ホ進ンデ伺ヒタイノデスガ、私共ノ承ル所ニ依リマスルト
即チ其臺北臺南臺東ノ所ノ如キハ此大討伐ヲ施シマシタ其討伐ノ經テ場所ガ
二十四時間ヲ經ナイ中ニ忽チ土匪ノ大ニ集合シタト云フコトヲ噂ニ聞キマシ
テゴザイマス、私共ハ決シテ左様ナコトハアリ得ベキコト、ハ考ヘマセヌガ
巨額ノ金ヲ使ッテ十分ナル軍略ヲ以テ致サレタコトガ斯様ナコトニナツテハ
ナラナイト思ヒマス、併シ果シテツレ等ノ事實ガアルヤ否ヤト云フコトヲ承
リタイノデアリマス

○政府委員(男爵野田豁通君) 御答ヲ致シマス、土匪ハ御承知ノ通集團ヲ致
シテ居リマスル所ヲ打拂ヒマスレバ皆ツレハ散亂ヲ致シ又幾分カ殘餘ノモノ
ガ一方ニ守備ノ薄イ所且ツ警察力ノ薄弱ナル點ガゴザイマスルト又直グニ出
ルト云フヤウナコトハ今日マデノ經驗上免レガタイコトデゴザイマス、ツ
レデ此大掃除ヲ致シマシテ後潮州庄附近ノ辦務署及憲兵屯所ヲ襲レマシタコ
トノ報告ガ參ッテ居リマス、辦務署員ニ死傷モアリマシテ其附近ノ守備隊ハ其
報知ヲ得マシテ追撃ヲシテ追拂ヒマシタコトガゴザイマス、大討伐ヲ致シマ
シタタメニ將來土匪ノ憂ハナイト云フコトハ到底當分ノ所中ニ全滅ヲスルト
云フコトハムツカシイコト、存シマス、併シ大部隊ノ塊リハ今度ノ大掃除デ
全ク掃除致シマシタノデアリマス

○伊澤修二君 然ラバ尙ホ進ンデ伺ヒタウゴザイマス、其重ナル土匪ノ頭即
チ臺南邊ノ……臺中臺南邊ノ重ナル土匪ノ頭ト云フモノハ誅戮ニ就イタノデ
ゴザイマスカツレヲ伺ヒタイノデアリマス、其小ザナ土匪ノ頭ノ名前ハ承
知シテ居リマセヌガ重ナル土匪ノ頭ハ聞エ渡ッテ居リマスカラ其重ナルモノ
ガ誅戮ニ就イタカ如何カト云フコトヲ……

○政府委員(男爵野田豁通君) 御答致シマス、巨魁全部ヲ消滅セシメタト云
フコトハ先刻申シマシタ通全クサウ云フ場合ニハ參リマセヌガ、此度ノ大掃
除ニ依リマシテ巨魁ナルモノ、中デ擊殺シタ者ヲ申上ゲマスレバ臺中ノ部
デ蔡知、陳萬發、廖乞食、連老、吳西田、臺南ノ部デ、張添壽、阮振、魏
開、盧石頭、是ハ此度ノ掃除ノタメニ擊殺ヲ致シマシタコトニ承知致シテ居
リマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案全部御異議ナクハ原案ニ決シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加案、特
追第四號、本案全部ヲ問題ニ供シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクハ原案ニ決シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案第五號、是
ハ次ノ日程デアリマスガ委員長ノ報告ハ濟ンデ居リマス、是レ亦本案全部ヲ
問題ニ供シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクハ原案ニ決シマス、次同第六號
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ是レ亦原案ニ決シマス、刑事訴訟法中改正
法律案、政府提出、第二讀會、此議事ハ金子君其外ヨリ祕密會ノ要求ガゴザ
イマス、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○金子堅太郎君 チョット一言申シマスガ私ノ祕密會ヲ要求致シマシタノハ
前會ニ於テ司法大臣ニ質問ヲ致シマシタ豫審制度ノコトデゴザイマスガ、是
ハ條約改正ニ依リ外交ニ關係シテ意見ヲ述ベタウゴザイマスカラ、アノ條ニ
來タトキ、アノ條ダケ祕密會議ヲ願ヒタウゴザイマス、署名捺印等ノコトハ
公開ノ席デ差支ナイト思ヒマス、辯護人ヲ置クト云フ所ダケハドウゾ祕密會
ヲ御開キニナルコトヲ願ヒマス

○三好退藏君 刑事訴訟法改正法律案ニ附キマシテハ改正條約ニ關係ガアル
カナイカト云フコトニ附イテ考ガアリマスカラ主管ノ事務ハ違ヒマスケレド
モ外務大臣ノ御出席ヲ要求致シタイノデアリマス、質問致シタイコトガアリ

貴族院議事速記録第三十號 明治三十二年二月二十一日 追加豫算案 會讀 刑事訴訟法中改正法律案 第二讀會 四三三

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレハ矢張豫審制度ノ所ニ至ッテノコトデアラウト思ヒマス

○三好退藏君 サウデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレデハ金子君ノ祕密會ノ要求ニ附キマシテハ今宣告シマシメガ、金子君ノ要求ハ豫審制度ノ簡條ニ至ッテカラデ宜イト云フコトデアリマスカラ、ツレマデハ公開ニシテ置キマス「刑事訴訟法中左ノ通改正ス」ト云フ所ヨリ原案ノ七十二條第二項ト云フ所ノ前マデ……「官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ」ト云フ所マデ問題ニ供シマス

(河田書記官朗讀)

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第二十條第二項中「若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ官吏、公吏ノ面前ニ於テ作リタル場合ヲ除ク外立會人代署シ其事由ヲ記載ス可シ」ヲ削ル

第二十一條 官吏、公吏訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、削除及欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ效ナカル可シ

第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條ノ二 官吏、公吏ニ非サル者ノ署名捺印ス可キ場合ニ於テ捺印スルコト能ハサルトキハ署名ノミヲ爲シ署名スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシメ捺印ノミヲ爲シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシム可シ

立會人ハ其代署ノ事由ヲ記載シテ署名シ又ハ署名捺印ス可シ

官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今朝讀ニナリマシメテ分御異議ガゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ハ委員會ノ少數意見、即チ成規ノ賛成ヲ以テ出テ居ル六十八條デアリマス

(小原書記官朗讀)

第六十八條 被告人ハ豫審中何時ニテモ辯護人ヲ用ルコトヲ得

被告人ノ法律上代理人ハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

檢事又ハ辯護人ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ閱覽スルコトヲ得

又必要ナリトスル處分ニ付臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ハ即チ祕密會ヲ要求セラレテ居ル簡條デアリマ

ス、祕密會トスルト云フコトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、是ヨリ祕密會議ニ移リマス

午後二時十分祕密會議ニ移ル

○男爵西五辻文仲君 討論終局ノ動議ヲ提出致シマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

(金子堅太郎君) 本員ハ通告カシテアリマス……ト述フ

○議長(公爵近衛篤磨君) 通告ガアリマシテモ討論終局ノ動議ガ成立チマシタカラ先ヅ此決ヲ採リマス、討論終局ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、討論ハ終局ニナリマシタ、然ラバ採決ヲ致シマス委員會ノ少數意見ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、消滅ニナリマシタ、次ニ七十七條ヨリ八十四條マデ朗讀省略イタシマス

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下做之)

第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

勾引狀、勾留狀ヲ執行スルニハ其正本ヲ携帶シ被告人ノ請求アルトキハ之ヲ示ス可シ

同條ニ左ノ二項ヲ加フ

勾引狀、勾留狀ヲ執行シタルトキハ其正本ニ執行ノ場所及日時ヲ記載シ若シ執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シテ署名捺印ス可シ

巡查、憲兵卒ハ令狀ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十三條削除

第八十四條 在監中ノ被告人ニ對シ發シタル勾留狀ハ司獄官吏ヲシテ之ヲ執行セシム

勾留狀執行ニ關シテハ第七十七條ノ規定ヲ適用ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニ八十五條、是ハ三好君ノ修正ガゴザイマス、委員會ノ修正モゴザイマス

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見スルコトヲ得

書類其他ノ物件ハ豫審判事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得

豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シ他人トノ接見、書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フルコトヲ得

(特別委員會修正案)

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見スルコトヲ得

トヲ得

書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得
豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シ他人トノ接見、書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フルコトヲ得
(少數者意見修正案)

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ辯護人又ハ其親屬故舊ニ接見スルコトヲ得
書類ハ豫審判事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得
豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ其書類ヲ差押フルコトヲ得

○議長(公館近衛篤磨君) 兩方ノ修正ガアリマス、委員會ノ少數意見ニ贊成諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數

○議長(公館近衛篤磨君) 少數デゴザイマス、然ラバ委員會ノ修正ニ御異議ハアリマセムカ
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公館近衛篤磨君) 次ニ第二節ト云フ所……

第二節密室監禁第八十七條第八十八條及第八十九條削除
○議長(公館近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニ九十一條九十二條、是ハ少數者意見ノ修正デゴザイマス

第九十一條 被告人ノ下ニ辯護人ノ三字ヲ加フ
第九十二條末項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

豫審判事ハ檢事若クハ辯護人ノ請求ニ依リ臨檢及ヒ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ立會ハシムヘシ
前項ノ場合ニ於テ檢事若クハ辯護人ハ證人又ハ鑑定人ニ對シ訊問ヲ爲スヘキコトヲ豫審判事ニ請求スルコトヲ得

○三好退藏君 本員ガ修正ヲ出シマシタノハ第六十八條ニ關聯シテ居リマスモノダケデ、六十八條ガ潰レマシタ以上ハ一向必要ハナイノデアリマス

○議長(公館近衛篤磨君) 諸君ガソレデ御異議ガナクバ別ニ決ハ探リマセム
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公館近衛篤磨君) 次ニ百三十六條……
第百三十六條ニ左ノ一項ヲ加フ
第百條第百一條ノ規定ハ鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

○議長(公館近衛篤磨君) 御異議ガゴザイマセムカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公館近衛篤磨君) 然ラバ原案ニ決シマス、次ニ百五十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ、是ニハ委員ノ修正ガゴザイマス
第百五十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立

ヲ爲スコトヲ得
裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聞キ其許否ヲ決定ス可シ
(特別委員修正案)
第百五十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其許否ヲ決定ス可シ

○議長(公館近衛篤磨君) 委員會ノ修正ニ御異議ハゴザイマセムカ
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公館近衛篤磨君) ソレデハ委員ノ修正ニ決シマス、百七十八條ヨリ末條マテ全部ヲ問題ニ供シマス
第百七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得
(特別委員修正案)

第百七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得
裁判所ハ被告人ヲ訊問シタル後何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第百七十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第百七十九條ノ二 左ノ場合ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ付スルコトヲ得

第一 被告人十五歳未満ナルトキ
第二 被告人婦女ナルトキ
第三 被告人聾者又ハ啞者ナルトキ
第四 被告人精神病ニ罹リ又ハ意識不十分ナルノ疑アルトキ
第五 被告事件ノ模様ニ因リ裁判所ニ於テ辯護人ヲ必要ナリトスルトキ

前項ノ辯護人ハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ選任スヘシ但辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得
第百三十三條ヲ左ノ如ク改ム
第百三十三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナル可キ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ
無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示ス可シ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公館近衛篤磨君) 委員ノ修正ニ御異議ガナケレバ委員會ノ修正ニ決シマス、是ニテ二讀會ハ終リマシタ
○侯爵細川護成君 議事日程ヲ變更サレテ直ニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ希

貴族院議事速記録第三十號 明治三十二年二月二十一日 刑事訴訟法中改正法律案 第二讀會 四三五

望イタシマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 直ニ三讀會ヲ開キマス

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナクバ可決ト認メマス、然ラバ之ニテ結了イタシマシタ、今日ハモウ時刻ガ參リマシタカラ 議事ハ是デ止メマス、御委託ニナリマシタ委員ノ姓名ヲ御報道致シマス

(太田書記官朗讀)

大分縣下郡界變更法律案特別委員

- 伯爵勸修寺 顯 允君 子爵大河内 正 質君 子爵高木 正 善君
- 子爵久留島 通 簡君 中村 元 雄君 男爵南 光 利君
- 男爵辻 健 介君 西村 亮 吉君 山中 幸 義君

○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ノ日程ノコトデアリマスガ、チヨット御協議ヲ致シマス、沖繩縣土地整理法案竝取引所法中改正法律案ト云フノハマダ規則通りノ日限ニシマスト少シ間ガアリマスガ當議會モ切迫シテ參リマシタカラ明日ノ議事日程ニ載セテハ如何デゴザリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ其通ニ致シマス、明日ノ議事日程ヲ御報告致シマス

(太田書記官朗讀)

第一 明治三十二年度總豫算追加案(第三號)竝同年度特別會計豫算追加案(特第二號)審査期限ヲ定ムルノ件

第二 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スルノ件(追第二號)審査期限ヲ定ムルノ件

第三 沖繩縣土地整理法案(政府提出案) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 取引所法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第七 噸稅法案(政府提出案) 第二讀會

第八 醬油稅法中改正法律案(政府提出案) 第一讀會ノ續(特別委員) 長報告

第九 郵便條例中改正法律案(政府提出案) 第一讀會ノ續(特別委員) 長報告

第十 實業教育費國庫補助法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十二 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十四 特別年限地租増徴ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(特別委員) 長報告

第十五 北海道拓殖銀行設立建議案(男爵小澤武雄) 會

第十六 溫泉津燈臺建設ノ請願 會

第十七 衆議院議員選舉法改正ノ請願 會

第十八 奥羽鐵道布設工事ニ關スル請願 會

第十九 家祿ニ關スルノ請願 會

第二十 私設鐵道買收ニ關スル請願 會

第二十一 印紙稅法案ニ關スル請願 會

第二十二 北海道水產稅全廢ノ請願 會

第二十三 在外賣淫婦取締法制定ニ關スル請願 會

第二十四 醬油稅增加ヲ不可トスル件請願 會

第二十五 葉煙草專賣支所改設ノ請願 會

第二十六 賣藥印紙全廢ノ請願 會

第二十七 家用料醬油製造取締ノ請願 會

第二十八 復籍ノ請願 會

第二十九 市街宅地上地下付ノ請願 會

第三十 家屋稅及醬油稅ニ關スル請願 會

第三十一 社寺上土地林還付ノ請願 會

第三十二 鐵道國有ノ請願 會

○議長(公爵近衛篤磨君) 今日ハ散會

午後四時一分散會